

都道府県公害審査会の動き (令和6年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
大阪府 令和6年(調)第3号事件	駐車場騒音・粉じん被害防止請求事件	R6.4.5
高知県 令和6年(調)第1号事件	鉄道粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	R6.4.8
三重県 令和6年(調)第2号事件	金属建材製作工場からの騒音・悪臭・粉じん被害防止及び損害賠償請求事件	R6.4.10
茨城県 令和6年(調)第1号事件	リサイクル生産工場からのばい煙・悪臭被害防止請求事件	R6.6.17
茨城県 令和6年(調)第2号事件	鉄道騒音・振動被害防止等請求事件	R6.6.24

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
奈良県 令和5年(調)第 1号事件 [ネギ加工工場悪 臭等被害防止等 請求事件]	奈良県 住民2人	食品加工 業者	令和5年2月27日受付 (1)前提条件無しで対話に応じ ること。 (2)ネギ臭の脱臭装置を工場の 空気排出口に取り付けるこ と。 (3) 脱臭装置の取り付けまで の間は、ネギ工場の空気排気 を午前中及び年末年始は配慮 すること。	令和6年4月3日 調停打切り 調停委員会は、3回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し調停 を打切り、本件は終 結した。
神奈川県 令和6年(調)第 2号事件 [隣接する老人ホ ームからの騒 音・悪臭のおそ れ被害防止請求 事件]	神奈川県 住民1人	老人ホー ム運営会 社	令和6年3月21日受付 建築計画案で申請人宅の敷地 境界線近くに設置予定の2台 のGHPを建築予定の建物反 対側の入口近くに移動するこ と	令和6年4月19日 調停申請取下げ 被申請人と申請人双 方から電話があり、 話し合いの結果、申 請人の請求事項を履 行することで双方合 意したことを確認 し、申請人側から調 停申請を取下げたた め、本件は終結し た。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>愛知県 令和5年(調)第 2号事件</p> <p>[アルミニウム工場からの騒音・低周波音・悪臭防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>愛知県 住民4人</p>	<p>アルミニウムリサイクル会社</p>	<p>令和5年10月5日受付</p> <p>(1)被申請人は、騒音・低周波音・悪臭について、防音壁を設置する、悪臭を減少させる対策をとるなどの騒音・低周波音・悪臭を可能な限り低減する対策を講じなければならない。</p> <p>(2)被申請人は、申請人Bに対し、金106万4130円を支払え。</p> <p>(3)被申請人は、申請人C、申請人D及び申請人Eに対し、それぞれ金50万円を支払え。</p>	<p>令和6年4月26日 調停申請取下げ</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人側から調停申請を取下げたため、本件は終結した。</p>
<p>三重県 令和6年(調)第 1号事件</p> <p>[ガソリンスタンドの建設工事による騒音被害損害賠償等請求事件]</p>	<p>三重県 住民1人</p>	<p>建設会社</p>	<p>令和6年2月5日受付</p> <p>(1)申請人に対して損害賠償30万5千円を支払うこと。</p> <p>(2)申請人に対して正式に謝罪すること。</p>	<p>令和6年5月9日 調停成立</p> <p>調停委員会は1回の期日を開催することにより手続を進め、申請人が主張する内容のままでは当事者間に合意が成立することは困難であるが、調停委員会において調停案を作成して提示することが相当であると認められるため、公害紛争処理法第34条第1項の規定により調停案の</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
				<p>受諾勧告を行うこととした。当事者から、期限内に受諾しない旨の申出がされなかったことから、合意が成立したものとみなし、当事者にその旨を通知し、本件を終結した。</p>
<p>東京都 令和6年(あ)第1号事件</p> <p>[解体工事現場からの騒音・振動・悪臭に係る損害賠償請求事件]</p>	<p>東京都 住民1人</p>	<p>解体工事業者</p>	<p>令和6年2月26日受付</p> <p>被申請人は申請人及びその同居家族に対し騒音・振動・悪臭に対する補償として金30万円を支払え</p>	<p>令和6年5月20日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、今後の進行について協議したところ、過去の事実関係等を各資料から検証・確認することは困難であることや、被申請人が申請人の請求に応じられない意向を明確に示していることから、これ以上手続を継続しても、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認め、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第30条第1項の規定によりあっせんの打切り、本件は終結した。</p>

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>大阪府 令和4年(調)第 2号事件</p> <p>[通所介護施設 騒音振動被害防 止請求事件]</p>	大阪府 住民1人	老人福 祉・介護 事業者	<p>令和4年4月14日受付</p> <p>(1)被申請人は、通所介護施設を営業するにあたって騒音及び振動を軽減するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2)被申請人は、通所介護施設の利用者のためのレクリエーションを行う時間帯を午後1時30分から午後3時までの間に限定し、その限定した時間のうち毎日1時間しかレクリエーションをしてはならない。</p> <p>(3)被申請人は、通所介護施設内に利用者を受け入れる時間帯においては、同施設の建物のすべての窓、シャッターを閉めた状態にしなければならない。</p> <p>(4)前項の規定に関わらず、建物内の換気を行うため、毎時0分から5分までの間の最大5分間だけ建物の東面及び北面を向いた窓及びシャッターを開けたままの状態にすることを認める。この場合、被申請人は建物内でカラオケ、合唱、ダンスを含むレクリエーション活動を一切行わないほか、できる限り建物から音を発生させないように配慮しなけれ</p>	<p>令和6年5月27日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>ばならない。</p> <p>(5)被申請人は、施設の玄関ドア及び窓に設置されたシャッターの開閉、送迎車両のドアの開閉、職員が通勤等に使用する自転車の駐輪を行うにあたっては、丁寧かつ可能な限り小さな音で玄関ドア、シャッター、車両のドアを開閉し、電動アシスト自転車のハンドル音を出さないよう配慮しなければならない。</p> <p>(6)被申請人は、施設内の駐車場及び施設前路上において送迎車両のエンジンを停止させるとともに、前面道路の側溝上に設置されているグレーチング板に緩衝材を設置するなどしてグレーチング板から音を発生させないように措置を講じなければならない。</p>	
<p>大阪府 令和5年(調)第 2号事件</p> <p>[金属加工工場 粉じん被害防止 及び損害賠償請 求事件]</p>	<p>大阪府 住民3人</p>	<p>金属製品 製造会社</p>	<p>令和5年6月22日受付</p> <p>(1)被申請人は申請人らに対し計979万4634円を支払わなければならない。</p> <p>(2)申請人は汚れ(シミ等)の原因物質を飛散させない措置をとらなければならない。</p> <p>(3)被申請人は上記②の措置をとらない場合、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。</p>	<p>令和6年6月11日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し調停 を打切り、本件は終 結した。</p>

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>京都府 令和5年(調)第 3号事件</p> <p>[飲食店からの 悪臭・騒音等防 止及び損害賠償 請求事件]</p>	<p>京都府 住民1人</p>	<p>飲食店</p>	<p>令和5年7月26日受付</p> <p>(1)被申請人は申請人に損害賠償として金200万円を支払うこと。 (2)被申請人は、申請人宅の北側2階にある窓とその周辺に太陽光及び反射熱を遮断する工事、1階北側にある窓と上記2階の窓に対して悪臭騒音を防止する工事をそれぞれ実施すること。</p>	<p>令和6年6月17日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>神奈川県 令和5年(調)第 5号事件</p> <p>[マンション階 上からの騒音・ 振動被害防止及 び損害賠償請求 事件]</p>	<p>神奈川県 住民1人</p>	<p>神奈川県 住民1人 大阪府 住民1人 (住戸の 区分所有 者))</p>	<p>令和5年10月20日受付</p> <p>令和5年2月中旬頃より継続して発生している騒音(重低音・振動)の停止及び、当該騒音(重低音・振動)による健康被害及び社会活動の低下に対する損害賠償</p>	<p>令和6年6月18日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 令和4年(調)第 6号事件 [介護保険施設 騒音被害防止請 求事件]	大阪府 住民1人	社会医療 法人	令和4年8月4日受付 (1)被申請人は、経営する介護 保険施設に設置された機械の 稼働時間を午前9時から午後 8時までとしなければならない。 (2)被申請人は、騒音を軽減す るために防音壁を改善しなけ ればならない。 (3)被申請人は、日中の騒音を 軽減するためにBマンション の窓ガラスを防音ガラスに変 更しなければならない。 (4)被申請人は、騒音が原因で 入居者が退去した場合、当該 退去によって生じた損害の賠 償をしなければならない。	令和6年6月24日 調停成立 調停委員会は6回の 期日を開催すること により手続を進め、 調停委員会から調停 条項を提案したとこ ろ、当事者間の合意 により調停が成立し た。

(注) 上記の表は、原則として令和6年4月1日から令和6年6月30日までに各都道府県公害
審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。



第118号 令和6年8月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9601 (内線 2315) 03-3581-9959 (直通)

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることを
お断りしておきます。